

和光市建設工事（営繕工事）における「週休２日制工事」実施要領

（目的）

第１条 この要領は、和光市が発注する建設工事（上下水道部が発注する建設工事を含む。）のうち、営繕工事（建築付帯設備工事を含む。）における「週休２日制工事」を実施するために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領に使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（１）週休２日制工事

週休２日制工事とは、対象期間において４週８休以上の現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）に取り組む方式（以下「週休２日制工事（現場閉所型）」という。）及び対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式（以下「週休２日制工事（交替制）」という。）をいう。

（２）週休２日制工事（現場閉所型）における用語の定義は以下のとおりとする。

ア 週休２日

（ア）月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、 28.5% （ $8日/28日$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所等では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、４週８休（ 28.5% ）以上を達成しているものとみなす。

（イ）通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所等率が 28.5% （ $8日/28日$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最

小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

ウ 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

エ 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

オ 現場閉所等日

対象期間中に現場閉所等を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所等日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

カ 現場閉所等率

現場閉所等率 = 対象期間内の現場閉所等日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日制工事（交替制）における用語の定義は以下のとおりとする。

ア 週休2日

(ア) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（平均休日率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分の

み) 全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

エ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については工事着手日から工事完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

オ 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象とする工事)

第3条 週休2日制工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、以下の工事は対象としないことも可能とする。

- ・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）応急工事等】
- ・対象期間が1か月未満の工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事の発注は、週休2日制工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所等が困難な工事については、週休2日制工事（交替制）とすることができる。

週休2日制工事（交替制）として発注した場合において、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、週休2日制工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

2 週休2日制工事の発注に当たって、発注者は別紙1に基づき入札公告、入札指名について（通知）及び特記仕様書に発注者指定型で行うことを明示するものとする。

(適正な工期の確保)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(積算方法等)

第6条 週休2日制工事の積算方法等は、以下のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、以下の現場閉所等又は休日の状況に応じた補正係数により労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(ア) 月単位の週休2日制工事の補正係数 1.04

(イ) 通期の週休2日制工事の補正係数 1.02

イ 市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は別表1、別表2及び別表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、別表1、別表2及び別表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(2) 積算及び変更方法

ア 週休2日制工事(現場閉所型)

すべての月で4週8休以上を前提に、前号に定める月単位の週休2日制工事の補正係数及び補正率により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所等の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日制工事の補正係数及び補正率に変更し、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除し、和光市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

イ 週休2日制工事（交替制）

すべての月で4週8休以上を前提に、前号に定める月単位の週休2日制工事の補正係数及び補正率により労務費を補正し工事費を積算する。

平均休日率を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日制工事の補正係数及び補正率に変更し、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除し、和光市建設工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正係数の設計価格÷前号に定める月単位の週休2日制工事の補正係数及び補正率により算定した設計価格）

（実施方法等）

第7条 週休2日制工事の実施方法等は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）における現場閉所等の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(イ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。

イ 工事着手後

現場閉所等を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所等を行う旨の連絡を受けるものとする。

なお、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。

口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式1）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、予定を変更し現場閉所等となった日が以下に該当する場合は、連絡不要である。

・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

- ・週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- ・官公庁の休日の場合

(イ) 監督員は、現場閉所等日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

(ウ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

(ア) 受注者は、工事完成日の１４日前までに、「現場閉所実績報告書（様式１）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所等率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所等日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

(ア) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) 週休２日制工事（交替制）における休日の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 工事着手後

(ア) 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤名簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

(イ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

(ア) 受注者は、工事完成日の１４日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」及び「休日確保実績報告書（様式３）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

(ア) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発

注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

別紙 1

一般競争入札公告、入札指名について（通知）及び特記仕様書への「週休 2 日制工事」である旨の明示

<一般競争入札公告>

21 その他

(5) 本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

<入札指名について（通知）>

5 その他

(3) 本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

<特記仕様書>

建設工事特記仕様書（環境配慮事項）

（週休 2 日制工事）

本工事は、和光市建設工事（営繕工事）における「週休 2 日制工事」実施要領の対象工事、週休 2 日制工事(※)である。実施は、この要領によるものとする。実施要領は和光市ホームページで確認のこと。

※ 発注方式により、「現場閉所型」若しくは「交替制」を記入。

別表 1 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	月単位の週休 2 日制工事		通期の週休 2 日制工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01

内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系材料)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材料)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日制工事		通期の週休2日制工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンドインク	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表 3 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日制工事		通期の週休 2 日制工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22